

予 防 予 第 1 8 号

令和元年7月17日

事務担当者各位

北はりま消防組合

消防本部消防部予防課長

住居併用複合用途防火対象物における防火管理者の資格について（通知）

住居併用の複合用途防火対象物の取り扱いについては、「令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱いについて（昭和50年4月15日消防予第41号・消防安第41号）」に基づき運用しており、また、その防火管理については、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）に基づき令別表第1の用途に供する部分の面積に関わらず、収容人員及び延べ面積で規制しているところです。

しかし、住居併用複合用途防火対象物においては、令別表第1に供する部分の規模により実情と合わない場合が多くあるため、住居併用複合用途防火対象物における防火管理者の資格について、下記のとおり運用します。

記

- 1 令第3条第1項第2号イの資格（以下「乙種防火管理者」という。）で運用できる防火対象物
  - (1) 住居併用複合用途防火対象物のうち、延べ面積が500平方メートル未満でかつ令別表第1(1)項、(2)項イからハまで、(3)項、(4)項、(6)項イ(4)、(6)項ハ（利用者を入居させ、又は宿泊させるものを除く。）、(6)項ニ及び(9)項イの用途に供する部分の面積が150平方メートル未満の防火対象物
  - (2) 住居併用複合用途防火対象物のうち、延べ面積に関わらず、令別表第1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロから(13)項イまで、(14)項及び(15)項の用途に供する部分の面積が500平方メートル未満の防火対象物
- 2 乙種防火管理者の資格で運用するための要件
  - (1) 令別表第1の用途に供する部分は1階若しくは2階又は1、2階のみであること。
  - (2) 令別表第1の用途に供される部分の存する階は無窓階以外の階であること。